

定例記者会見

令和3年4月9日



○営業時間の短縮要請（12/16～1/11）や、県の対応ステージの「特別警戒」への引き上げ（12/9～1/21）により大きな影響を受けた事業者をさらに支援するため県独自の給付金を拡充

<p>対象者</p>	<p>①営業時間の短縮要請に伴い営業時間を短縮した飲食店等と直接・間接の取引があったこと 又は ②営業時間の短縮要請や県の対応ステージの「特別警戒」への引き上げに伴う<u>外出・移動の自粛</u>により直接・間接的な影響を受けたこと により、昨年12月の売上高が対前年比で30%以上減少した事業者</p> <p><追加> ・1月の売上高が対前年比で30%以上減少した事業者 ※営業時間短縮要請の対象者は除く。</p> <div data-bbox="1411 631 1995 830" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>飲食店等との取引以外であっても、外出・移動の自粛に伴う様々な影響を受けた事業者を幅広く支援</p> </div>
<p>金額</p>	<p>法人 40万円以内/月（売上減少額以内） 12月・1月合計で最大80万円</p> <p>個人事業者 20万円以内/月（売上減少額以内） 12月・1月合計で最大40万円</p> <p>※拡充に伴う所要額：7.15億円（既計上予算対応）</p> <div data-bbox="1156 911 1995 1289" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p><支給スケジュール等> ①電話相談窓口の設置 2月1日 【TEL：088-823-9875 受付時間：9:00～17:00】 ②申請受付開始 2月10日 ③給付金支給開始 2月下旬から ④申請受付終了 5月31日まで延長予定 (現在5月17日まで)</p> </div>

- 観光庁は、ステージⅡ相当以下と判断した都道府県が行う、旅行商品や宿泊サービスに対する割引及び旅行期間中に利用可能なクーポン券等を付与する事業への支援（地域観光事業支援）を発表（令和3年3月26日）
- これを受け、県では、県内在住者による県内の観光需要を喚起するため、国の事業スキームを活用し、旅行・宿泊代金の割引とクーポン券付与の実施に向けた事前準備を開始

【対象となる旅行】

県内在住者が行う県内旅行（宿泊を伴う旅行に加えて、日帰り旅行商品にも適用）



【対象期間】

旅行・宿泊割引：**令和3年4月29日（木・祝）（※） ～ 5月31日（月）（予定）**
（クーポン券の付与は、5月中旬を目処に開始予定）

【事業規模】

約2万3千人相当・約2億円（事務費含む・予備費）

（※）4月20日（火）目処に県内の感染状況を見極め、事業実施の可否を改めて判断
実施する場合、同日に予約開始日や予約方法等の詳細を公表

【実施内容】

- ① **旅行・宿泊代金割引：1人（人泊）当たり5,000円・商品代金の50%を上限に割引**
・本事業に参画する旅行業者、宿泊施設等が割引価格で旅行者に販売
- ② **旅行期間中に利用可能なクーポン券：1人（人泊）当たり2,000円分のクーポン券を付与**
・土産物屋、飲食店、公共交通機関などで利用可能

【留意事項】

- ・ 県内の感染状況が、国の分科会の示すステージⅢ相当以上となった場合は、事業を一時休止する
- ・ 国が対象期間を延長した場合、感染状況も注視しながら、制度の延長も検討する